

「別紙1」

利用料金及び居宅介護支援費

地域区分単価（7級地として10.21を乗じた金額）1月につき

居宅介護支援費Ⅰ

居宅介護支援（i）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45件未満である場合又は45件以上の場合において、45件未満の部分	要介護1・2	1,086 単位
		要介護3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援（ii）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45件以上である場合において、45件以上60件未満の部分	要介護1・2	544 単位
		要介護3・4・5	704 単位
居宅介護支援（iii）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45件以上の場合において、60件以上の部分	要介護1・2	326 単位
		要介護3・4・5	422 単位

居宅介護支援費Ⅱ

居宅介護支援（i）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が50件未満である場合又は50件以上の場合において、50件未満の部分	要介護1・2	1,086 単位
		要介護3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援（ii）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が50件以上の場合において、50件以上60件未満の部分	要介護1・2	527 単位
		要介護3・4・5	683 単位
居宅介護支援（iii）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が60件以上の場合において、60件以上の部分	要介護1・2	316 単位
		要介護3・4・5	410 単位

利用料金及び居宅介護支援費〔減算〕

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合	基本単位数の50%に減算 100%に減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	指定居宅介護支援等基準27条の2に規定する措置を講じていない場合	基本単位数の1%に減算
業務継続計画未策定減算	指定居宅介護支援等基準第19条の2項第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合	基本単位数の1%に減算
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者	所定単位数の95%を算定

特定事業所加算

算定要件		加算（Ⅰ） （519単位）	加算（Ⅱ） （421単位）	加算（Ⅲ） （323単位）	加算（A） （114単位）
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。		○	○	○
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること	○			
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	○	○		
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること			○	
⑤	利用者に関する情報又はサービスの提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
⑥	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○
⑦	算定日が属する月の利用者の総数のうち要介護3～要介護5である者の占める割合40%以上であること	○			
⑧	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○
⑨	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑩	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑪	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑫	介護支援専門員1人あたり45件未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50件未満）であること	○	○	○	○
⑬	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○
⑭	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○
⑮	必要に応じて、多様な主体等により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算 125単位

	算定要件
①	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
②	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること
③	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院した日（入院日以前、営業時間終了後又は営業日以外に入院した日の翌日を含む）のうちに病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院した日の翌日又は翌々日（営業時間終了後又は入院した日から起算して三日目が営業日以外の日の翌日を含む）のうちに病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	200単位
退院・退所加算 （カンファレンス参加無）	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けたうえで居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	1月につき (1回)450単位 (2回)600単位
退院・退所加算 （カンファレンス参加有）	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けたうえで居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行い、規定のカンファレンスに参加をした場合	1月につき (1回)600単位 (2回)750単位 (3回)900単位
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等からの利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	200単位
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	400単位
介護職員等処遇改善加算	当該加算の算定要件を満たす場合	1月につき 所定単位の 2.1%

（注1）利用料金及び居宅介護支援費は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料金及び居宅介護支援費も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料金及び居宅介護支援費を書面でお知らせします。

ご利用者の費用負担が発生する場合

- ・保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合
- ・その他、適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認められる場合
なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市区町村担当課に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いたします。

申請代行委任状

利用者及びその家族は、次に定める条件にあつて、必要最低限の範囲内で要介護認定等の申請代行業を希望します。

1. 申請代行の理由

利用者及びその家族等が申請書を提出することが困難な場合であつて申請代行業を依頼された場合

2. 申請代行する書類等の範囲

- ・要介護認定更新・変更申請書
- ・高齢者福祉サービス申請書
- ・その他（ ）

3. 申請代行を行う期間

- (1) 居宅介護支援契約の契約締結の日から、利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日
- (2) 契約満了日の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

令和 年 月 日

事業者 社会医療法人 健進会
所在地 新潟市秋葉区古田 610 番地
管理者 理事長 豊島 宗厚
説明者

利 用 者

代 理 人

本人との続柄

立 会 人

本人との続柄
